

第1章 個別労働紛争の予防・解決システム及び各都道府県の取組み状況

第1節 個別労働紛争の主な予防・解決システム

現在、個別労働紛争の予防・解決を図るために、企業外のシステムとして、行政機関（都道府県労働局、地方自治体）はじめ民間団体で、労働相談、あっせん等が行われている。また、都道府県労働局等では助言・指導も行われている。

さらに、司法機関（地方裁判所）では、個別労働紛争の事件を専門に扱う労働審判制度も平成18年4月より始まった。

これらのシステムの基本的な性格・機能は、概ね次のとおりである。

1 労働相談とは

(1) 労働相談は、現在、行政機関（都道府県労働局、地方自治体）はじめ多くの民間団体で行われており、その内容については、賃金、解雇等の労働条件に関する事を始め、セクシャルハラスメント、雇用に関する事（採用、定年制等）、労働保険制度、労働組合、また職場の人間関係に関する事等労働問題に関する様々な事項についての相談であり、労働者のみならず、使用者からも寄せられている。

これらの相談事項の中で、個別労働紛争（個々の労働者と使用者との間の労働関係に関する紛争）に係る労働相談は、①法令や判例等の制度に関する情報提供、②適切な紛争解決のための機関の紹介や取次ぎ、また、③それらを踏まえた相談者本人に対し必要な助言を行うことによって、個別労働紛争の未然防止やより迅速・円滑な解決に大きく寄与しているものである。

(2) 例えば、単に法令や判例を知らないことや、誤解に基づく労働紛争も多く、関連情報の提供や本人への必要な助言を行うことにより、紛争を未然に防止することが出来る。

また、紛争を解決するに当たって、本人にとって制度上何が問題点なのかわからない場合も多くあり、労働相談を通して、問題点を整理し、必要に応じ紛争解決のための機関の情報を提供することにより、より迅速・円滑な解決を図れる場合もある。

2 あっせん制度とは

個別労働紛争におけるあっせん制度は、現在、行政機関（都道府県労働局、都道府県労働委員会等）や弁護士会・紛争解決センターで行われており、第3者が、紛争当事者の間に入って、双方の主張を確認し、その調整を行い、話し合いを促進することに

より、迅速で円満な解決を図るものである。

(なお、労働委員会が行っている集団的労使紛争におけるあっせん制度と区別する等の観点から、都道府県の労政主管事務所や労働委員会では、紛争解決システムとして「調整」、「労使調整」、「あっせん指導」と称して区別しているところもあるが、本書では基本的にいずれも「あっせん」としている。)

3 助言・指導制度とは

助言・指導制度は、本書では、紛争当事者的一方である相談者の希望により、その相手方又は双方に対して行われるものをいい、行政機関（都道府県労働局等）が、紛争当事者による自主的な話し合いによる解決を促進するために行われるものである（第2章第1節の3等参照）。

なお、本書では、相談者の相手方又は双方に対して行う「助言・指導制度」と相談等の際に相談者本人に対して行うアドバイスである「助言」とは区別して用いている。

4 労働審判制度とは

労働審判制度は、労働審判法に基づく司法機関（地方裁判所）における個別労働紛争事件についての簡易迅速な紛争解決システムであり、調停による合意を基本として、権利関係を踏まえつつ、実情に即した実効的な解決を図る制度で、平成18年度より実施されたものである（第2章第3節参照）。

第2節 都道府県ごとの個別労働紛争の予防・解決システムの有無及び実績

具体的な都道府県ごとの個別労働紛争の予防・解決システムの有無及び平成18年度の実績は、表1のとおりである。

表1 平成18年度における実績（労働相談件数、助言・指導受付件数、あっせん・労働審判新規係属件数）

区分 労委	都道府県労働局			地方自治体				労働審判	
	総合労働相談		助言・指導	あっせん	労政主管事務所等		労働委員会		
	民事労働相談				労働相談	あっせん	労働相談	あっせん	
北海道	36,219	6,290	275	220	3,449			19	63
青森	8,097	2,256	93	54	134			2	4
岩手	9,559	2,217	58	66	4,987 *			2	4
宮城	17,545	3,943	100	130	765 *			11	22
秋田	7,535	2,114	37	30	284			11	2
山形	7,092	1,480	28	77	138			1	7
福島	9,045	3,120	88	109	220		258	7	9
茨城	21,555	4,088	165	135	944 *			3	8
栃木	10,681	2,047	110	125	701 *			4	3
群馬	14,115	4,142	104	69	633 *			8	5
埼玉	51,737	9,862	162	124	3,971 *	6		4	40
千葉	25,411	4,763	87	124	1,638			10	39
東京	122,374	19,590	546	1,437	55,700	918			345
神奈川	47,812	12,293	128	202	11,150	191		0	95
新潟	12,639	2,270	56	128	1,155			13	11
富山	7,596	1,447	92	63	167		39	7	3
石川	8,177	1,960	109	66	760 *			3	7
福井	6,377	1,353	62	65	204			4	2
山梨	5,870	1,236	20	54	166			2	10
長野	14,330	2,552	137	165	1,118			13	17
岐阜	15,118	3,648	102	105	127		13	1	8
静岡	25,761	3,327	230	140	2,087 *			15	16
愛知	76,701	9,790	288	354	2,915			20	71
三重	11,604	2,482	94	96	1,256			3	3
滋賀	7,321	1,299	80	115	565			1	6
京都	25,547	5,085	119	209	709			11	33
大阪	90,459	17,119	254	437	12,966 *	50		5	102
兵庫	50,158	8,399	271	173	1,877				45
奈良	7,796	1,886	42	156	320 *			5	8
和歌山	8,632	1,720	87	69	140		(注1)	0	5
鳥取	7,931	975	37	37	1,290 *		69	21	8
島根	7,887	2,561	37	62	66		0	5	1
岡山	13,267	2,602	65	151	66		73	5	14
広島	26,556	6,236	178	178	785			16	18
山口	7,193	1,859	161	70	1,718			3	10
徳島	3,889	1,355	17	48	1,074		165	17	7
香川	6,667	1,288	58	52	115		126	13	4
愛媛	9,299	1,793	58	78	195 *		(注2)	6	12
高知	4,198	1,090	72	83	116 *		73	11	10
福岡	41,593	6,904	262	222	7,118 *	74			38
佐賀	7,031	2,280	96	121	174			4	3
長崎	6,517	1,657	62	46	897			0	4
熊本	8,482	4,078	210	178	591			3	12
大分	6,469	1,547	32	36	775	12	135	1	6
宮崎	10,402	1,492	62	90	169		9	4	6
鹿児島	8,349	3,781	194	88	452 *			3	12
沖縄	7,419	2,111	136	87	365			3	5
計	946,012	187,387	5,761	6,924	127,212	1,251	960	300	1,163

・(注1)は平成19年4月より実施、(注2)は平成19年11月22日より実施

・*は、19年度の数値

・*は、相談者1人が2つ以上の項目（例えば、解雇と賃金未払）について相談した場合は、複数カウントしたもの。

・*は、実施していないもの。

・なお、労政主管事務所等の労働相談については、外部機関への委託による労働相談等の取扱が都道府県によって異なる。

(出所)

・都道府県労働局：「平成18年度個別労働紛争解決制度施行状況」（平成19年5月25日。厚生労働省記者発表）による。

・労政主管事務所等：各都道府県のホームページ、ヒアリング、電話照会による。

・労働委員会：「第62回全国労働委員会連絡協議会資料（平成19年11月）」（全国労働委員会連絡協議会）による。

・労働審判：菅野和夫ほか『労働審判制度（第2版）』（弘文堂、2007年）による。